

●平成18年度 監査テーマ「負担金補助及び交付金」に関する財務事務の執行について

○ 包括外部監査の意見に対する改善について

No.	項目		意見(要旨)	担当部署	意見への対応
1	補助金等の全般管理	市全体の補助金等支出戦略 〔報告書15ページ〕	補助金等支出に関する市としての全体戦略を策定すべき。 例えば、「土地改良事業補助金」と市の農業施策の関係、「街かど デイハウス事業補助金」と市の高齢者介護予防との関係について の全体戦略を策定すべき。	行政改革課 企画政策課	本市では、健全な行財政運営を確保するため、「枚方市構造改革ア クションプラン」に基づき「補助金等の整理合理化」を進めています。 今後も行政評価システムを活用しながら、施策や事業と実施手法の検 証を進め、必要な事業の見直しを続けます。
2			事業の実施方法(補助を行うか、直接市が事業を実施するの か)に関する判断基準を設定して、統一的な判断が行われるよう にしておくことが求められる。	企画政策課	事業計画の策定過程の中で、各事業所管部署と企画財政部企画政 策課において事業手法を含めた事業の必要性を検討しており、平成 19年度より適切な判断が行えるよう新たな「査定基準」を作成し対応 しています。
3	補助金等の全般管理	補助金等 交付規則 について	1 補助制度の期限 〔報告書16ページ〕	法務課 各補助金等交付 要綱等所管課	枚方市行政改革実施プラン及び改革・改善サイクルに基づく補助金 等の整理合理化の状況を踏まえ、補助制度ごとに必要に応じて個別 に期限を定めることとしますが、補助制度に対して期限を付すること についての規定を統一的に規則に置く必要が生じた時期に、枚方市補 助金等交付規則の改正を行います。
4			2 補助金等交付申請内容 〔報告書16ページ〕	法務課 各補助金等交付 要綱等所管課	平成27年3月に「枚方市補助金等交付規則」の改正を行い、補助金 等に関する通則を規則において規定しました。 この中で、補助金等の交付の申込に当たっては、補助対象行為の 効果及び公益性並びに補助金等で賄われない部分の負担者及び負 担金額並びにその負担方法を記載することを定めました。
5			3 検査方法及び検査記録様 式 〔報告書16ページ〕	法務課 各補助金等交付 要綱等所管課	平成27年3月に「枚方市補助金等交付規則」の改正を行い、補助金 等に関する通則を規則において規定しました。 この中で、補助金等の額の確定に当たって実施する実地調査等の 共通となるべき方法を具体的に規定しました。
6			4 成績報告書提出期日 〔報告書17ページ〕	法務課 各補助金等交付 要綱等所管課	補助事業の成績(実績)報告書の提出期日については、地方自治法 施行令の解釈上、意見のような運用が可能かどうかは必ずしも 明らかでなく、本市に対して補助金等を交付する国及び大阪府の運 用との均衡も考慮する必要があるため、引き続き課題の整理を続けま す。 なお、枚方市補助金等交付規則の改正において、成績報告の提出 期限を一律に補助事業完了後2週間以内又は交付決定に係る3月末 日までとする規定(旧第14条)を、実績報告の提出期限を当該補助金 等に係る予算に係る履行期限までの日の補助金等ごとに個別に定め る日とする規定(新第15条)に改めました。
7				法務課 各補助金等交付 要綱等所管課	自治会館建設助成金交付規則における成績(実績)報告書の提出 期日は、同規則第6条第4項により「それぞれ市長が指定する期日」と なっており、補助事業の実情に応じて当該提出期日を設ける趣旨であ り、その運用については、「枚方市補助金等交付規則」の定める範囲 内で実施していることから、規定上は特に問題はみられないと考えて います。
8			補助金等交付要綱標準例の設定 〔報告書17ページ〕	法務課	平成27年3月に「枚方市補助金等交付規則」の改正を行い、補助金 等に関する通則を規則において規定しました。 この中で、補助金等の交付事務の各段階における手続や書類への 記載事項のうち共通となるべきものを規定しました。

No.	項目		意見(要旨)	担当部署	意見への対応
9	補助金等の全般管理	補助金等の交付結果の評価 〔報告書18ページ〕	補助金等の交付結果を評価して、翌年度以降の補助等の方針に反映させることが必要であり、評価後見直した補助金については、市全体で共有して参考とすることが必要。 また、評価結果の市民への公表にも留意すべき。	行政改革課	補助金の見直しについては、事務事業評価における事業の見直し作業の中で実施しており、その結果をホームページで公表するとともに、庁内の情報サービスに掲示することで、情報の共有化を図っています。
10		「補助金等一覧表」の市民への開示 〔報告書18ページ〕	行政改革部が調査し作成している「補助金等一覧表」に交付先、交付目的等の項目も追加して、ホームページで開示すべきではないかと考える。 また、「補助金等一覧表」を公表することにより、市民の意見をホームページ等で募集し、補助金のあり方の検討の中に市民の意見を取り入れていくことが必要。	行政改革課	補助金等交付の公平性、透明性を確保するため、各課所管の補助金規則・要綱を統合し統一化を図るとともに、補助金等一覧表を定めるよう検討を行っています。また、その一覧表をホームページ上で公表することについても今後検討していきます。
11		「補助金等一覧表」上での区分について 〔報告書18ページ〕	交付目的が同じであるが、交付先施設の所管する課により交付担当課を複数で「補助金等一覧表」上では管理しているもの(スポーツ振興センター負担金)があるが、市全体の補助金等の管理としてはこれらの補助金等は、一覧表上では一つにまとめて管理すべき。	行政改革課	「一覧表」は包括外部監査用に作成したものであり、毎年作成するものではないが、今後同様の資料作成時には、今回の意見を反映します。
12	補助金等の全般管理	小額補助金等について 〔報告書19ページ〕	小額補助金等の具体的な効果を出せる限り数値で表し、その必要性を検討することが求められる。	行政改革課 小額(100万円未満)補助金等交付所管課	事務事業評価では、小額補助金の交付事業に限らずできる限り数値化できる成果指標を設定しています。 今後も、事務事業評価により小額補助金・負担金の整理合理化等の適正化を図ります。
13		制度化後長期間経過の補助金等の見直し 〔報告書19ページ〕	制度化後長期間経過している補助金等については、その必要性に留意して検討すべき。	行政改革課 長期間(40年以上)経過している補助金等交付所管課	事務事業評価において、行政関与の必要となる項目を詳細に分類し、目的の達成や、社会情勢の変化による補助金・負担金を伴う事業の必要性を評価しています。今後も事務事業評価により、制度創設後、長期間を経過している補助金・負担金の整理合理化等の適正化を図ります。
14		市民公募型補助金制度の導入 〔報告書19ページ〕	提案を公募し、専門家も含めた第三者による補助等の決定や結果の評価を行ういわゆる「市民公募型補助金制度」の導入を積極的に市全体の制度として検討すべき。	市民活動課	市民公募型の補助制度として、市民による地域の特色を生かしたまちづくりを支援するため、平成19年9月から「地域づくりデザイン事業補助金」制度を開始しています。
15	自治会館建設等助成金	1 自治会館建設助成審査基準の公開 〔報告書26ページ〕	自治会館建設助成審査基準を公開すべき。	市民活動課	審査基準については、自治会館建設等助成金交付規則(平成19年4月1日改正)の中で規定しました。また、自治会館建設等助成金交付規則に係る取り扱い方針を定めました。
16		2 建設後の利用状況の把握 〔報告書26ページ〕	自治会館運営規則の市への提出を義務付けることが必要。	市民活動課	平成19年度から自治会館運営規則の提出を求めています。
17			自治会館運営が地域住民の福祉の向上に資するものとなっているか確認することが必要。	市民活動課	自治会館の運営状況については、平成19年度から自治会館運営規則の提出を求めています。また、必要に応じ利用状況等の提出も求めています。
18		3 事業報告書の提出期限について 〔報告書27ページ〕	事業報告書の提出期限の「枚方市補助金等交付規則」との整合が必要。	市民活動課	平成19年度から事業完了後、2週間以内に事業報告書を提出するよう求めています。

No.	項目	意見(要旨)	担当部署	意見への対応	
19	土地改良事業補助金	1 緊急性等の判断基準の明確化について 〔報告書28ページ〕	補助対象の判断基準を要綱又は内規上で明確にすべき。	農政課	補助対象の判断基準を作成しました。
20			補助を決定したときの経緯、理由に関する文書化が必要。	農政課	上記判断基準に基づき補助決定しているため、経緯理由については明確になったものと考えます。
21		2 検査方法の確立と文書化 〔報告書28ページ〕	検査方法及び検査記録様式を確立しておくことが望まれる。	農政課	検査調書に代わる検査復命書を使用しています。検査方法は、本市の土木工事検査基準等に準拠します。
22		3 補助金の必要性に関する再検討について 〔報告書28,29ページ〕	農業の今後のあり方について市の施策との関連を明らかにした上で、当該補助金の必要性を再検討すべき。	農政課	市内農業の基盤整備及び生産性の向上を図るためには、当該補助金については必要と考えています。引き続き補助対象事業の検討を行うとともに、適正な補助金の執行を行っていきます。
23			再検討するにあたって、まずは当事業による効果(可能な限り数量的な効果集計値)を明確にし、市における農業施策と当事業の関係、及び事業の必要性を明らかにすることが求められる。	農政課	平成23年度から事業効果を数値的に確認するため、補助事業者に対し事業に係る受益地・面積の書面提出を求めています。
24	緊急医療経費に対する補助金	1 補助金交付要綱の整備 〔報告書32ページ〕	補助の目的や交付手続、精算期日を定めた補助金交付要綱がないため、補助金交付要綱の整備が必要。	健康総務課	補助金という名称ですが、性質上は特別会計への繰出金と同様であるため、適正な運用となるよう、公営企業に対する繰出金事務マニュアルを作成して対応しています。
25		2 健康総務課による積極的な関与 〔報告書32,33ページ〕	健康総務課が予算設定内容を十分に理解し、積極的に関与する必要があり、財政課と枚方市民病院が行う予算に関する協議に健康総務課が加わるべき。	健康総務課 財政課 病院総務課	平成19年度より、健康総務課、財政課及び市民病院総務課で予算に関する協議を行っています。
26			補助金額算定のための妥当性を確かめるため、担当課としての検査が求められる。	健康総務課	「繰出金」として取り扱うため、公営企業に対する繰出金事務マニュアルを作成して対応しています。 また、同マニュアルに沿って健康総務課、財政課及び市民病院で予算に関する協議を行い、その中で予算の妥当性の確認を行っています。
27	緊急医療経費に対する補助金		救急医療に対する交付額について、市外の利用者もあることから、周辺市町への交付金の一部負担を再度、継続的に求めていくことが必要。	健康総務課	北河内二次医療圏における広域医療に関する協議会において、今後も継続して補助の増額を求めていきます。
28		3 救急医療経費の周辺市町への負担について 〔報告書33ページ〕	周辺市町と共に一部事務組合や協議会等を設立し、枚方市民病院を広域的な救急医療センターとして位置付けるといった方法も検討に値すると考える。	健康総務課	平成19年度に策定した「新病院整備計画」や平成21年2月に策定した「新病院実施計画」、又平成21年3月に策定した「市立枚方市民病院改革プラン」において、2次医療機関である市民病院としての機能を最大限発揮するとし、協議会等を設立しての救急医療センターの計画は予定しておりません。今後は、地域の医療機関と連携した上で市民病院の機能に応じた救急医療を提供していきます。
29		4 リハビリ事業への補助金申請について 〔報告書33ページ〕	リハビリ事業に関する金額の補助金申請を枚方市民病院は行うとともに、それに対して市は補助金を交付すべき。	健康総務課	平成19年度当初予算からは是正しました。

No.	項目	意見(要旨)	担当部署	意見への対応	
30	緊急医療経費に対する補助金	補助金算定基礎となる材料費(医薬品等)の支出額について、出来るだけ実態に近い数値(例えば前年度実績値等)をもって材料比率を算出し、材料費に関する補助金額を算出すべき。	健康総務課	平成19年度から財政課及び市民病院総務課と予算に関する協議を行っており、その中で、より正確な材料費の算出を行っていきます。	
31		「救急医療に対する負担」分の材料費は院内処方の影響を受けない別の材料比率で算出すべき。	健康総務課		
32		救急医療、保健事業、高度医療といった補助金の算定区分ごとに材料費等の費用を区分することが必要。	健康総務課		
33		6 市民病院への補助の見直し 〔報告書34,35ページ〕	「市民病院基本問題懇談会」による報告書及び基本計画の指摘内容も踏まえ、市民病院としての機能を選別することが求められる。	健康総務課	平成21年3月に策定した「市立枚方市民病院改革プラン」において、北河内医療圏や本市の医療状況等を踏まえ、小児医療や救急医療、災害時医療等市民病院が担うべき役割を設定しました。
34			枚方市民病院が市民の期待に応え、果たすべき役割を厳密に選別していくことが求められる。	健康総務課	
35			毎年、補助金額予算申請総額の削減による査定で金額を決定するのではなく、市民病院として必要な機能を選別した上で、選別した機能に対しては適切な補助金額を確定し、交付することが必要。	財政課	公営企業に対する繰出金マニュアルを平成19年10月に作成し、平成20年度当初予算編成から適用しています。
36	街かどデイハウス事業補助金	予算の事情により毎年1箇所ずつ補助対象を増やすのではなく、適切な支援計画をもって対応していくべき。	高齢社会室	街かどデイハウスの設置については、「ひらかた高齢者保健福祉計画21(第5期)」に基づき、各日常生活圏域に1か所(全13か所)を設置目標とし、毎年1か所を目途に増設していきます。また、各実施者がそれぞれの地域に密着しつつ、効果的できめ細やかな取組みが行えるように補助制度等の見直しを行いました。	
37		市の高齢者保健福祉計画等において、介護予防のためにはどの程度設置させたいのか(あくまで住民主導による設置であるが)、明記することが望まれる。	高齢社会室		
38		高齢社会の中、他の類似したサービスも包含した介護予防に対する市の詳細な対応プランの策定が求められる。	高齢社会室	地域における介護予防拠点の一つとして、高齢者保健福祉計画(第4期)の中に位置づけられていることから、介護予防普及啓発事業委託により、一定の効果があつた。	
39		介護予防、在宅福祉に関する事業の市における優先順を決定し、各事業の年度実施計画を策定及び公表し、予算措置へと反映させることが必要。	高齢社会室	大阪府において検討されている当該補助金の制度改正の動向を見据えながら、第4期高齢者保健福祉計画の策定作業の中で、適切な支援計画を検討しています。	
40		2 街かどデイハウスへの補助の考え方 〔報告書37ページ〕	今後は、支援計画に対応した計画的な街かどデイハウス設置への積極的な補助が求められる。	高齢社会室	大阪府の補助金制度見直しに伴う本市補助金制度の変更について、開設希望者に説明会を行うとともに、既設運営者に対しては補助金の交付及び計画に基づき介護予防普及啓発事業委託による支援を行いました。
41	3 街かどデイハウスへの検査の充実について 〔報告書37ページ〕	運営基準どおり運営されているか、「ハウス日誌・利用状況者状況表」を3ヵ月ごと等、適時に提出を受ける検査を実施するなど、精度をあげた検査を行うことが必要。	高齢社会室	平成20年6月に全ての街かどデイハウスを訪問実施しました。また半年に1回は検査を行い、その他、訪問時など必要に応じて検査を実施します。	

No.	項目	意見(要旨)	担当部署	意見への対応	
42	街かどデイハウス 事業補助金	3 街かどデイハウスへの検査の充実について 〔報告書37ページ〕	補助目的に従って補助金を使用した旨をどのように確かめたのか、検査手続き及び検査結果の文書化が必要である。 また、検査内容の一定の水準を確保するために、検査方法及び検査記録様式を確立しておくことが望まれる。	高齢社会室 法務課	平成23年度から、検査記録様式を確立し、職員の現地訪問による調査を実施。検査結果を文書化しました。
43		4 街かどデイハウスに対する実績報告書の記載充実化等の指導について 〔報告書37,38ページ〕	各施設の資金収支実態を明らかにし、市が各施設の事業運営実態を確認できるためにも、市は各施設へ正しい収入額、支出額を収支計算書に記載するよう指導することが求められる。	高齢社会室	市に提出する収支計算書をより詳細に書くように改めて指導しました。
44			収入の帳簿記帳の網羅性、帳簿に記載された費用内容の正確性(使用の事実と使途区分)について今以上に注意を払い指導を実施すべき。 特に、金額的に大きい人件費(給料・賃金)については、職員名簿、出勤簿及び給与台帳の作成義務とともに、給料については受領書又は振込記録の入手及び保管を義務付けるよう指導することが必要。	高齢社会室	意見の趣旨を踏まえ、よりいっそう指導を徹底しました。
45			各団体で入金や支出に関する帳簿記載及び「ハウス日誌・利用者状況表」の正確な記載の徹底を指導することが必要。	高齢社会室	検査時期、回数などの検査方法の充実に向けた取り組みを進めるとともに、不備がないよう再度指導を徹底しました。
46		5 補助金額算出根拠の検討について 〔報告書38ページ〕	補助金を人件費に対するものと家賃等の経費に対するものに区分して算定すべき。 なお、この場合、現在は賃料0円の団体についても仮に自宅使用であるならば適正な価格により家賃として計上することを認める等の手当ても必要。	高齢社会室	補助金額の算出根拠については、大阪府の要綱に基づいています。なお、現在、大阪府が補助金制度の見直しに向け検討しています。
47	障害者福祉作業所 運営補助金	1 決算報告書、試算表、附属明細書の提出 〔報告書39ページ〕	補助金交付要綱第19条において規定する提出書類を実績報告書及び決算報告書又は収支報告書とすべき。	障害福祉室	平成19年度にあらたに「枚方市障害者福祉作業所運営補助金交付要綱」を制定しました。事務手続きをより正確にするためには、労働保険の試算表・領収書綴り等が必要なので「試算表」「附属明細書」の提出を求めました。
48		2 実績報告書(成績報告書)の提出期日 〔報告書40ページ〕	実績報告書及びその添付資料の決算報告書等の提出期日を3月末としているのは、現実的には対応が難しいと思われるので、3月末日以降の日までとし、補助金額を確定させるよう要綱の見直しを図る必要がある。年度内に行わなければいけない履行確認は、3月末日までに実績報告書の提出以外の他の手段で行う。	障害福祉室	実績報告書等の提出期日については、要綱を改正しました。
49		3 実績報告書(成績報告書)の提出期日 〔報告書40ページ〕	実情にあった実績報告書の提出期日を規則上で規定することが求められ、適度な実績報告書作成期間を設けた提出期日を各補助金要綱等で規定し、「枚方市補助金等交付規則」においては具体的な提出期日を設けるべきではない。	障害福祉室 法務課	実績報告書等の提出期日については、要綱を改正しました。
50		4 補助金算定上の補助対象経費の重複 〔報告書40ページ〕	補助対象経費のうち、使用料及び賃借料、労働保険料については、現実には二重に補助対象となっていないが、要綱の規定で1つの補助対象経費に対して二重に補助する計算方法となっており、基礎分の補助対象経費には使用料及び賃借料、労働保険料を含めるべきではない。 要綱を現状に即した算出方法の記載とすべき。	障害福祉室	平成19年度にあらたに「枚方市障害者福祉作業所運営補助金交付要綱」を制定しました。さらに作業所への説明会で運用上の誤解がないように周知しています。

No.	項目		意見(要旨)	担当部署	意見への対応
51	障害者福祉作業所 運営補助金	5 検査方法の確立と文書化 〔報告書41ページ〕	補助金を補助目的に従って使用したことを事後的に確認した検査記録に記載することが求められる。 また、検査方法及び検査記録様式を確立しておくことが望まれる。	障害福祉室 法務課	「枚方市補助金等交付規則」と要綱等で規定している各種補助金を一つの規則に規定することについて、関係課で協議を進めていきます。その中で、検査方法の規定化や検査結果をまとめる記録用紙の書式を規則で規定することも検討します。
52			検査の前提条件として、運営状況の適切性(職員体制、サービス内容の充実等)、収入の帳簿記録の網羅性、帳簿に記載された費用内容の正確性(使用の事実と用途区分)について現地へ出向いた調査・指導を行うべきである。	障害福祉室	7月から9月にかけて福祉作業所を訪問し、調査指導を行ないました。
53	障害者福祉作業所 運営補助金	6 障害者福祉作業所の合併 に対する補助について 〔報告書41ページ〕	障害者福祉作業所のニーズに対応しつつ、地域活動支援センターⅢ型へスムーズに移行できるよう、小規模の障害者福祉作業所の合併を促進させることが必要。	障害福祉室	平成19年度から「枚方市障害者小規模通所授産施設に係る障害福祉サービス事業移行支援補助金交付要綱」に基づき、「合併移行運営補助」を実施し、小規模授産施設との合併移行について支援しています。
54			合併促進のための補助金制度の構築が望まれる。	障害福祉室	
55	精神障害者小規模 通所授産施設運営 補助金	1 決算報告書、試算表、附属 明細書の提出	実績報告書の添付資料として、試算表及び附属明細書まで提出を求めることは要綱の趣旨や実態にそぐわない。要綱第16条第2項において規定する提出書類を実績報告書及び決算報告書又は収支報告書とすべき。	障害福祉室	平成19年度にあらたに「枚方市障害者小規模通所授産施設運営補助金交付要綱」を制定しました。事務手続きをより正確にするためには、労働保険の試算表・領収書綴り等が必要なので「試算表」「附属明細書」の提出を求めました。
56		2 実績報告書(成績報告書) の提出期日	補助事業の実施の旨のみを3月末日までに確認し、実績報告書及びその添付資料の決算報告書等の提出期日を3月末日以降の日までとし、補助金額を確定させるよう要綱の見直しを図ることが必要。	障害福祉室	平成19年度の補助事業の実施については、大阪府の施設監査に立会い確認しました。また、本要綱の見直しについては、現在の当該補助金対象施設の全部が、平成20年度途中で障害者自立支援法に基づく介護給付事業に移行予定であり、この場合、適度な実績報告書作成期間が確保できるため、現行どおりで問題はないと考えています。
57			実情にあった提出期日を規則上で規定することが求められ、適度な実績報告書作成期間を設けた提出期日を各補助金要綱等で規定し、「枚方市補助金等交付規則」においては具体的な提出期日を設けるべきではない。	障害福祉室 法務課	本要綱の見直しについては、現在の当該補助金対象施設の全部が、平成20年度途中で障害者自立支援法に基づく介護給付事業に移行予定であり、この場合、適度な実績報告書作成期間が確保できるため、現行どおりで問題はないと考えています。
58		3 補助金算定上の補助対象 経費の重複	補助対象経費のうち、使用料及び賃借料、労働保険料及び法人運営に係る会計経理等の経費については、現実には二重に補助対象となっていないが、要綱の規定で1つの補助対象経費に対して二重に補助する計算方法となっており、基礎分の補助対象経費にはこれらの経費を含めるべきではない。 要綱を現状に即した算出方法の記載とすべき。	障害福祉室	平成19年度にあらたに「枚方市障害者小規模通所授産施設運営補助金交付要綱」を制定しました。さらに通知書等で運用上の誤解がないように周知しています。
59		4 検査方法の確立と文書化	補助金を補助目的に従って使用したことを事後的に確認した検査記録に記載することが求められる。 また、検査方法及び検査記録様式を確立しておくことが望まれる。	障害福祉室 法務課	平成18年度分の審査時より検査用の様式を定め、検査結果を記録しています。
60			家賃加算補助の確認書類として賃貸借契約書コピーを入手しているが、うち自動更新の旨が契約条項として記載されている作業所があるため、自動継続について賃貸者が入手している領収書等の証憑をもって確認するなどし、検査品質の充実化が求められる。	障害福祉室	領収書等の提出を求めるように改めました。

No.	項目		意見(要旨)	担当部署	意見への対応
61	水資源関係経費補助金	1 補助金額と実際の返済金額の相違に関する負担について	平成17年度において一般会計から交付しなかった繰上償還分の1/3について、今後、水道事業会計、一般会計のどちらが負担することになるのか、市全体(水道局含む)として認識を統一し、今後の予算策定、水道事業の将来収支計画に反映させていくことが求められる。	環境総務課 財政課	繰上償還分の1/3については、地方交付税措置(基準財政需要額に算入)がなく、当初の償還予定額の1/3が交付税措置されています。これに準じ一般会計からの補助金についても、交付税措置される当初の償還予定分の1/3を補助金の対象としております。 ただし、今後、国の制度に変更があれば、それに即して対応していきます。以上の内容を関係課の共通認識として確認しました。
62			今後、再び繰上償還を行う可能性があり、その場合の補助金負担関係がどうなるのか、さらに財政状況が良好である水道事業会計に対して一般会計が交付する補助金額はどうあるべきなのか、検討することが必要である。	環境総務課 財政課	[環境総務課] 平成19年10月に作成された枚方市公営企業に対する繰出金事務マニュアルを基に適正に事務を行っています。
63		2 補助金交付要綱の整備	補助目的及び補助金額算定方法等を明らかにし、行政の透明性確保の観点から市民に対して説明責任を果たせるように補助金交付要綱を整備することが必要。	環境総務課	公営企業に対する繰出金マニュアルを平成19年10月に作成し、平成20年度当初予算編成から適用しています。
64	枚方市市街地再開発事業補助金	将来負担額の取り決めの必要性	各年度における各地方公共団体の補助金負担額について、書面にて大阪府、寝屋川市と三者で確認することが望ましいと考える。 具体的には、年度当初の適切な時期に、各地方公共団体負担分の負担割合を各々が協議し書面により確認し、さらに毎年度補助事業が完了したときは速やかに、補助金事業の決算書により各地方公共団体の補助金負担額を書面にて確認することが望ましい。	市街地整備課	補助金については大阪府、寝屋川市、枚方市の三者でこれまでの事業に対する補助実績及び平成19年度の補助額について協定書を交わしました。今後も各年度当初の適切な時期に三者で協定書を交わします。また、寝屋川市との間でも双方の補助金の負担義務額及び執行予定額を明記した協定書を締結しました。 なお、補助額に変更が生じれば、その都度、それぞれ変更協定書を締結するものです。
65	自治会館建設等助成金	1 建設後の利用状況の把握	自治会館運営規則の市への提出を義務付けることが必要。	東部整備課	平成18年度から申請のあった自治会に対しては、自治会館管理運営規則の提出を求めています。
66			実際にその運営が地域住民の福祉の向上に資するものとなっているか確認することが必要。	東部整備課	平成18年度から自治会館管理運営規則により、会館の活用及び運営を確認しています。
67		2 事業報告書の内容充実について	実際に自治会館が建設された状況を確認できることが望ましい。 例えば、補助対象の自治会館の写真を添付して事業報告書を提出するよう規定化することが求められる。	東部整備課	平成18年度から申請のあった自治会に対して、用地取得については、登記簿謄本で確認しています。また、新築や改築については、工事完了後の3方向の全景写真及び内部写真を添付書類として提出を求めることで、建設後の状況を確認しています。
68	枚方市私立幼稚園幼児保育助成金	3 補助金の統合について	幼稚園就園奨励費補助金と枚方市私立幼稚園幼児保育助成金を統合することで、交付事務の負担を軽くし、内容をさらに整備して合理的な助成として市民に対して理解しやすい制度とするべき。	学務課	交付事務の軽減と申請等で市民の利便性の向上を図るため、20年度より学事システムにより税情報を取り込めるようにし、1月1日現在市内に在住していた市民には、所得証明書の添付の義務付けをなくした。
69	枚方寝屋川消防組合に対する負担金	1 世帯数と人口の算出について	枚方寝屋川消防組合の経常経費の枚方市と寝屋川市の按分方法について、世帯数及び人口は住民基本台帳に外国人登録原票を加算した数値を用いることを検討すべき。	危機管理室	平成24年7月に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成25年度から外国人を含めた住民基本台帳の数値を用いて経常経費の按分比率を算出しています。
70		2 将来の消防力の維持について	退職者からの知識・技術の継承や計画的な人員の充足が必要であり、さらに組合が有する消防力(消防行政サービス水準)の維持のためには計画的にこれらを実行し、予算策定に反映していくことが必要。	危機管理室	第3次将来構想計画を策定し、めざすまちの姿を「安全で安心して暮らせるまち」とする基本目標に基づき、消防防災体制の再構築、救急体制の充実整備、火災予防、保安体制の整備、効率的な消防行政運営などを計画的に推進して予算策定にも反映していきます。

No.	項目	意見(要旨)	担当部署	意見への対応	
71	スポーツ振興センター負担金	1 要保護者数の正確な集計について	学務課	平成19年9月に全在校生の保護者に文書で周知を行いました。	
72		2 各学校園での保護者からの加入金の入金チェックについて	学務課		平成19年8月に調査を行い、未収金が発生しないよう各学校園を指導しました。
73	政務調査費(交付金)	1 領収書の公開について	政務調査費の交付対象である研究研修、調査等の経費について、その用途を厳密に規定し、用途基準どおり使用しているか確認することが重要であり、市民からの信頼に応えるべく情報の公開度を高めることが必要。	議会庶務課	平成18年12月20日に議員提出議案として条例改正案が上程・可決され、平成19年度分の領収書等から提出が義務付けられ、公開対象となりました。
74			市議会は用途を政務調査費マニュアルにより厳格に定め、領収書の内容チェックを議長の指示により市議会事務局が実施しているものの、用途基準どおり使用していることを証明する領収書等を情報公開の対象とすべき。	議会庶務課	
75			平成16年2月枚方市議会第2次議会改革懇話会報告書を踏まえ速やかに条例改正により領収書提出を義務化すべき。 なお、市議会では、領収書等の提出の義務付けと交付月額1万円減額を平成19年度分の政務調査費から適用すべく、この平成18年12月議会に議員により条例改正案を提出し議決されたとのことである。	議会庶務課	
76	2 収支報告書の開示について	政務調査費の使用状況について、情報公開請求といった手段を採用しなくとも、ホームページといったアクセスしやすい情報を利用して主な収支項目別金額を全議員合計ベースで開示することが適当である。	議会庶務課	政務調査費の使用状況の開示については、平成20年6月に平成19年度分から支出項目別合計金額を市議会ホームページで公表しています。	